

広島県告示第六百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十一年七月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅介護支援事業者	名 称	有 限 会 社 シー エ ム エ ス
居宅介護支援事業を 廃止した事業所	主たる事務所の 所在地	東 広 島 市 西 条 御 条 町 一 番 二 五 号
名 称	所 在 地	ト モ 介 護 支 援 セ ン タ ー 尾 道
所 在 地	所 在 地	尾 道 市 高 須 町 四 八 三 九 番 地 六
廃止年月日	平 成 二 一 年 六 月 三 〇 日	